

## 第八回大阪府庁財政研究会 議事要旨

日時：平成20年12月18日（木）10時00分～12時00分

場所：査定室（本館4階）

前回（11/20）の意見交換を踏まえ、事務局が作成した報告書(案)について議論。中間報告書からの変更点を事務局から説明した後、意見交換。最終報告に向け、今回の議論を踏まえ、報告書(案)の修正を行うこととした。修正については、研究会を主宰する総務部次長に一任された。

## 【全体】（委員の主な発言等）

- 報告書にまとめた財政ルールや指標は、未来永劫適用できるものではない。財政状況等背景が大きく変われば、その時に判断して変えていくもの。現在の財政の非事態宣言下の財政ルールであることを報告書の導入部分で明記すべき。

## 【収入の範囲の「収入」とは】

（事務局から、歳入の分類中、補完的な収入とした退職手当債等のC区分の定義付を、財政運営上本来的に頼るべきではなく、あくまでも補完的な収入として慎重扱うべきものとの趣旨で修文したことを説明）

（委員からは異論なし）

## 【退職手当債をどのように考えるのか】

（事務局から財政規律を遵守する観点で退職手当債を活用する場合のルールを修文したことを説明）

## 検討項目について（委員の主な発言等）

- 活用する場合の三番目の条件として「確実な償還が見込まれること」が追加されているが、当然に求められることで異論はないのだが、元々の二つの条件に比べ具体性がなく、並列することは疑問だ。実務上条件たりえないのではないか。
- 明文化することで、退職手当債の発行についてより慎重を期す必要があることを示す意図がある。本来頼るべきではない補完的な収入として慎重に取り扱うことを確にするとの趣旨で加えた。（事務局）
- 府民には具体的には何なのか不明だ。
- 「以下の場合に限る」とした条件なのだから具体化すべき。
- 確かに（Ⅲ）は具体的な条件となっていないので、条件として1項目挙げるので

なく、前提部分の記述の中で表現することを検討する。（事務局）

- この条件ならば、起債一般ルールではないのか。  
他の歳入、歳出を最大限活用・抑制しても、なお、残る財源不足の補てんという機能は起債一般にはない。
- 退職手当債の発行を例外的なものとするなら、導入するルールを「新たな財政指標のあり方について」の各指標と相関関係を持たせるべき。

## 【独自の財政指標のあり方】

### 全体について

- 各々の指標を設定する目的、何をしようとしているのか判るように説明を追記すべきだ。
- 言葉の定義付け等、報告書を通読しないとわからない部分がある。（△ページ参照）のような工夫が必要。

### (I) 「収入の範囲内で予算を組む」ことを表す指標について

- 借換債の増発は、公債管理特別会計で行うものであり、一般会計の費目の仕訳に場するのはおかしい。

### (II) 「将来世代に負担を先送りしない」ことを表す指標について

- 指標名の「債務償還可能年限」は、債務償還する年限ととられ誤解を招く。名称再考が必要。
- 年限を2年とする根拠はあるのか。
- 類似府県も概ね2倍強である他、民間企業における同じような指標の一定ラインは2倍であることを関係者から聞くことが多い。
- 独自指標における起債の推計は、事業規模として現在の20%削減が3年間以降も続ものとして行ったものか。
- そうである。（事務局）
- 府債残額をどこまで減らすことが適当なのか、府民も関心を持っているはず。財再建を進める上で目標の指標だけでなく目標値の設定も必要では。府債の管理がコントロールできていることが大事。
- 実質公債費比率が25%を超えないことと、確実な償還が見込まれることは同じことではないのか。
- フロー上償還できても（そもそも償還できる、することを当然の前提として発行するのだが）、25%を超える場合がある。異なる条件だ。
- 債務償還可能年限と実質全会計府債残高を別々の指標とせず、一連の指標としてどうか。
- 府債残高減を当面の目標としてはどうか。
- 債務償還可能年限の補完的なものとして実質全会計府債残高を位置づけることで討する。（事務局）
- 府債残高はずっと減らし続けるのか。建設事業を所管する部局は将来展望がもてい。今抑制すべきは当然として、どのような事態になれば解除するのか示すべ

だ。

- 類似府県なみ（2倍強）になったら良しとする考えもある。
- やはり原案のとおり2.0倍になることが目標として適切ではないか。
- 何故2.0倍なのか十分な説明が必要。
- この危機的な財政状況が改善されたと判断できるのは、どの指標なのか。
- 全ての指標がクリアされれば、健全な財政状況。しいて言えば、実質公債費比率改善。
- 府債残高に限らず、財政の危機的な状況下における財政ルールである旨、報告書序文で書き込めば良い。

#### (Ⅳ) 経常収支比率的な指標について

- 名称がおかしい。既存の経常収支比率的な指標ではなく、企業会計的な指標だ。
- 指標の説明として、知事が言っている「民間経営的な指標として」を入れれば良い。

#### 【各種引当金を積むべきか】

#### 検討項目について（委員の主な発言等）

- 研究会の結論部分の「引当金は不要と考えられる」と基本的な考え方の「引当（積立て）を検討する余地はあると考える」には矛盾がある。
- 「倒産の概念がなく引当金は不要」との表現は行政の居直りと誤解される。民間業と違い現金主義を採っており、現に引当金を積み立てておらず、また、現在の財政状況では導入が困難であるということを示すだけでよいのではないか。
- 「主たる収入である税と行政サービスとの間に直接の関連性はない」とあるが、う言えるのか疑問。
- 納税者の視点で見た場合、納税額と受ける行政サービスに直接関連がないという旨だが、誤解を招く恐れがある。
- 中間報告書の内容も参考にしながら、表現を検討する。（事務局）

※読みやすいように事務局で編集している。

<以上